

③ 川根留学生給付型奨学金の概要

1 制度の目的

県外生徒特色選抜を実施する静岡県立川根高等学校（以下「川根高校」という。）の魅力強化推進の方策として、新たに特別奨学金制度を創設することにより、優秀な人材の受入体制及び若者を抱える家庭への支援の充実を図る。

2 制度の概要

(1) 川根高校への進学を目指す者及び現に進学した者の内、成績優秀なものに対する奨学金制度を創設することにより、高い志をもち川根高校で3年間の高校生活を送る生徒の増加を促し、高校の教育環境の維持・向上を図る。

3 川根留学生への特別奨学金（川根留学生奨学金）

(1) 対象者

次の各号のすべてに該当する者

ア 連携中学校以外の中学校から川根高校へ進学した者又は連携中学校以外の中学校を卒業し現に川根高校に在籍している者

イ 経済的理由により学資金の支弁が困難であると認められる者

ウ 学業、人物ともに優秀で、性行が良好である者

・連携中学校以外から川根高校へ進学した者（入学一時金対象）

※学業においては、国語科、社会科（地歴・公民科）、数学科、理科、英語科（外国語科）（以下「5教科」という。）の成績が、5段階評定で基準学力を超える者とする。

・連携中学校以外の学校を卒業し、現に川根高校に在籍している者（給付型奨学金対象）

※学業においては、5教科の成績が、5段階評定で基準学力を超える者とする。

エ 保護者の世帯に市税、町税等の滞納がないこと

(2) 支給額

・入学一時金（連携中学校以外の中学校から川根高校へ進学した者）5万円

・給付型奨学金（連携中学校以外の中学校を卒業し現に川根高校に在籍している者）
年額 10万円

(3) 申請時提出書類

ア 奨学金給付申請書（様式第1号）

イ 奨学生推薦調書（入学一時金用）（様式第2号）又は奨学生推薦調書（給付型奨学金用）（様式第3号）

- ウ 親権者、後見人その他教育委員会が必要と認める者の所得証明書
- エ 親権者、後見人その他教育委員会が必要と認める者が市町村民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育料、介護保険料、水道料金、町営住宅家賃、特定公共賃貸住宅家賃、若者定住促進住宅家賃、温泉使用料及び学校給食費等の滞納がないことを証明できる書類（納税証明書等）
- オ その他教育委員会が必要があると認めた書類

4 決定方法

提出された申請書類を基に、川根本町奨学生選考委員会にて審査し給付を決定する。

5 問合せ先

川根本町教育委員会 教育総務課

住所：〒428-0411 川根本町千頭 1183-1

電話：0547-58-2555 F A X：0547-59-4025

E - M A I L：kyouiku-soumu@town.kawanehon.lg.jp